

議案第 93 号

議決第 号

公の施設の指定管理者の指定期間の変更に関する件

令和3年12月17日、議案第94号で議決を経た「公の施設の指定管理者の指定に関する件」について、指定期間を次のように変更したい。

よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

始良市長 湯元 敏浩

公の施設の指定管理者の指定期間の変更について

1 指定管理を行わせている公の施設の名称及び所在地

名 称 始良農産加工センター

所在地 始良市北山 852 番地 6

2 指定管理者

株式会社始良農産加工

3 指定の期間

変更前 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

変更後 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで